

岡崎市議会議長 様

支出番号

会派名 チャレンジ岡崎

代表者名 小田 高之

下記のとおり、政務活動を実施したので報告します。

政務活動旅行報告書

令和7年 05月 7 日提出

活動年月日	令和7年5月7日（水）	
氏名	小田 高之、杉山 智騎、福田 澄代	
用務先 及び 内 容	1 5月7日	用務先 愛知県一宮市
		内 容 一宮西病院の救急外来（病院内救急救命士）について
	2 5月7日	用務先 愛知県名古屋市
		内 容 トワイライトスクールについて
	3	用務先
		内 容
	4	用務先
		内 容
備 考		

令和7年度 行政視察報告書

令和7年5月8日（木）

1. 視察日程
令和7年5月7日（水）
2. 視察先及び視察内容
(1) 愛知県一宮市 一宮西病院の救急外来（病院内救急救命士）について
(2) 愛知県名古屋市 トワイライトスクールについて
3. 視察内容

■視察先：愛知県一宮市

5月7日（水） 10：30～12：00（現地視察）

i) 一宮西病院の救急外来（病院内救急救命士）について

①視察の背景と目的

2025年2月1日現在、一宮市の総人口は376,445人、そのうち65歳以上の高齢者は103,435人であり、全体の約27.5%を占めています。一宮では救急出動件数は増加傾向にあり、今後ますます進行が見込まれる高齢化の中で、地域の救急医療体制の充実が課題です。地域医療における二次救急体制の実態を把握し、院内救急救命士の活用状況や、断らない救急体制を実現している取り組みについて学ぶため、一宮西病院を訪問しました。

②一宮西病院の概要

一宮西病院は、愛知県内でも有数の規模を誇る病院で、801床を有し、年間約12,000件の救急搬送を受け入れています。二次救急指定病院として、救急車の受け入れ率は99.8%を誇り、「断らない救急」を方針に掲げています。

- ・病床数：801床と愛知県の中でも5番目に多い病院です。
- ・救急医療体制：二次救急指定病院として、年間救急搬送数12,078件を受け入れ、救急車応需率99.8%を達成しています。「断らない救急」を掲げ、24時間365日体制で地域の救急医療を支えています。
- ・医療機能と専門性：救急・急性期医療からがん医療、在宅支援機能まで幅広い医療サービスを提供しています。血管内治療センター、マイクロサージャリーセンター、ハートセンターなどの専門センターを有し、2020年からは尾張西部医療圏で唯一となる脳卒中集中治療室（SCU）を備えた脳卒中センターも稼働しています。
- ・経営安定性：2019年度時点で、同院の経営安定力は全国3位と評価されており、医療提供体制の充実とともに、経営面でも高い安定性を維持しています。
- ・実績と評価：一宮西病院では湘南鎌倉病院の取り組みを参考とし、2020年より救急救命士を採用しました。現在時点で7名が在籍しています。救急隊との電話対応や患者家族への説明をおこなうことで、医師が診察に集中できる体制を構築しています。これにより、効率的な診療が可能となり、受け入れ可能な救急件数も大幅に増加しています。医師からも、この体制への評価は高いようです。

【救急搬送・ウォークイン過去5年実績】

	2020年度 (院内救命士開始)	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
救急車	7,188	8,220	10,895	12,078	11,597
ウォークイン	16,481	18,255	21,015	26,052	29,617

③院内救命士の業務

- ・活動記録の確認
搬送先の選定理由の把握や、周辺医療機関の受け入れ状況の確認を通じて、適切な搬送判断がなされているかを精査します。
- ・救急外来における電話対応
プレアライバルコール（搬送前の連絡）を含む救急対応の一次窓口を担い、医師や看護師との連携

を図っています。

- 受け入れ後の情報収集と入力

救急で搬送された患者のご家族から生活歴や服薬状況等を丁寧に聞き取り、電子カルテ等への記録入力を行います。

- 搬送後の帰路手段の企画立案

コロナウイルスなど感染症の患者においては、一般のタクシーや介護タクシーの利用が困難な場合もあり、患者が安全かつ確実に帰宅できるよう、病院側で移送手段の検討を行っています。

④救急外来における病院内救急救命士の役割と効果について

一宮西病院では、救急科部長の指揮命令のもと、「救急調整室」という専門部署が立ち上げられており、そこに所属する院内救命士は「専門職事務員」として位置付けられています。従来の医療従事者に加えて、こうした中間支援職の導入により、救急対応における業務の分担・集約が図られ、効率的な運営が実現されていました。

具体的な効果は以下の通りです。

1. ホットラインの新たな運用

救急搬送時の連絡（ホットライン）は、従来は「救急隊⇄医師・看護師」で行われていましたが、一宮西病院では「救急隊⇄院内救命士」の体制が採られています。これにより、救命士同士のフラットな関係性と専門用語の共通理解により、情報伝達がより迅速かつ的確に行われる利点があります。

一方、医師が直接ホットラインを受けない場合、包括的な医療指示が出せない、伝達事項の医学的精度が求められにくいといった課題も存在し、今後のバランスある運用が求められます。

2. 救診連携における事務補助の効果

院内救命士は、医療事務作業補助者の資格を取得し、診断書や紹介状などの書類作成、電子カルテ入力といった業務も担っています。これにより、開業医やかかりつけ医とのスムーズな連携が可能となり、医師の事務的負担軽減に大きく貢献していました。

3. Jターン転送の柔軟な対応

病院が満床である場合でも、まずは搬送を一時的に受け入れ、応急処置を行ったうえで、院内救命士が次の受け入れ先病院へ患者を搬送する「Jターン転送」が実施されています。このフローは、「断らない救急」を実現するための重要な仕組みであり、院内救命士が橋渡し役となることで、より柔軟な搬送体制が可能となっていました。

ii)所管・岡崎市への提言

【杉山】一宮西病院はどのようにしたら稼げるかを追求している病院であると感じた。だからこそ、患者が求めていることや必要としていることを真っ先に取り組んでいる。院内救命士の活用についても患者への対応が早くなるだけでなく、医者や看護師の働き方改善にも一躍担っている。患者が運ばれたときの思想から、患者を搬送や迎えに行くことも考えての配置で今後の可能性を大いに感じる視察となった。本市においても救急患者に対して強化をしていく計画とのことだが、もっと経営面について真剣に考えないといけないと改めて感じた。中核都市の市民病院で3次救急という立場も理解するが、経営改善を早急に考えるのであれば、患者や市民が求めていることを真っ先に考えるはずなので、これからも岡崎市民病院には医療従事者が自分事として業務改善・経営改善に取り組んでいただくことを望みます。

【小田】いかに「選ばれ病院」となるか。その取り組みの一端として病院内救急救命士の採用、および組織として「室」の設置に取り組まれていると認識した次第です。本市においても、この言葉はキーワードです。傷病者をいかに救うのかはもちろんのこと、病院経営という視点からも学ぶべきことが多くあるように感じました。今後も地域で選ばれる病院となるよう研究を続けていただくことを期待します。

【福田】岡崎市における救急搬送件数は、令和4年に17,655件、令和5年に19,081件、令和6年には19,204件と、年々増加傾向にあります。背景には一宮市と同様に、高齢化の進行および救急医療に対する市民のニーズの多様化があり、救急車両をいかに効率的に運用し、現場で迅速かつ適切な処置を行う体制の整備が急務となっています。

今回視察した一宮西病院では、院内救命士という中間支援人材の活用によって、救急医療における業務分担と業務集約が実現され、結果として医師の業務負担軽減、業務の効率化、そして患者サービスの質の向上が図られている事例を確認しました。

特に注目すべきは、同院が実践する「断らない救急」の姿勢です。三次救急病院が満床である場合にも、まずは二次救急病院である一宮西病院が一時的に患者を受け入れ、応急処置を行ったうえで、状況に応じた適切な医療機関への転送（いわゆる「Jターン転送」）を行う体制が確立されており、待機時間ゼロでの初期対応が可能となっています。これは救命率の向上にも寄与する先進的な取り組みであり、地域医療の安心感を高める重要な要素といえます。

中間支援職を新設・配置することに伴う人件費負担という課題も存在しますが、それ以上に、患者対応の質向上、医療従事者の負担軽減、迅速な判断と処置の実現といった多面的なメリットもあります。本市においても、院内救命士のような新たな中間支援職（専門職域）の導入、あるいは医療事務補助業務の専門化といった業務再設計の検討を進めることで、救急医療体制のさらなる強化が期待されます。今後の岡崎市の救急医療の在り方を見直すうえでも、本視察で得られた知見を活かしていくべきと考えます。

■視察先：愛知県名古屋市

5月7日（水）14：30～16：00

名古屋市における放課後施策は、児童が安心・安全に過ごすことができる環境の整備と、子育てと就労の両立支援を目的として、多様な取り組みが行われている。

1. 名古屋市トワイライトスクールの概要

トワイライトスクールは、平成9年度に開始された名古屋市の教育的放課後事業である。対象は市内の小学校1年生から6年生までであり、小学校の余裕教室を活用して実施されている。この事業では、児童が自由に遊んだり、宿題やプリント学習などの学習支援を受けたり、茶道や将棋といった体験活動、さらには地域の人々との交流を通じて、自主性・社会性・創造性を育むことが目的とされている。活動は月曜日から土曜日まで行われ、平日は授業終了後から18時まで、土曜日および長期休業中は9時から18時までとなっている。利用は無料で、令和7年度時点で206か所で実施されている。

2. トワイライトルームの概要

トワイライトルームは、平成25年度に開始された放課後児童クラブであり、トワイライトスクールの教育的要素に加えて、保護者の就労等により昼間家庭にいない児童に対する生活の場としての支援機能が加えられている。活動時間は平日19時まで、土曜日は18時まで、長期休業中は朝8時から19時までとされている。17時以降の利用には選択事業の登録が必要であり、有料（月額最大6,500円）での利用となる。対象はトワイライトスクールと同様だが、特に保護者の就労等で家庭にいない児童を重点的に支援する形となっている。令和7年度の実施か所数は54か所である。

名古屋市の放課後施策の概要

区 分	小学校施設を活用した放課後施策	
事業名	トワイライトルーム	トワイライトスクール(放課後学級)
開始時期	平成 25 年 4 月	平成 9 年 10 月
事業内容	トワイライトスクールと留守家庭児童等に配慮した就労支援等としての役割を担う事業とを一体的に実施	子どもたちが放課後等に小学校施設を活用して、学年の異なる友達と自由に遊んだり、学んだり、体験活動に参加したり、地域の人々と交流することを通して、子どもたちの自主性、社会性、創造性などを育む教育事業として実施
対象児童	【基本時間帯】原則として、実施校に在籍又は当該学区に在住する小学校 1～6 年生 【選択事業】基本時間帯の参加申込み児童のうち、保護者が家庭にいないことなどにより子育てへの援助を希望する家庭の児童	原則として、実施校に在籍又は当該学区に在住する小学校 1～6 年生
活動日	月～土曜日(休日、年末年始等を除く)	月～土曜日(休日、年末年始等を除く)
月～金	【基本時間帯】授業終了後～17時 【選択事業】授業終了後～19時	授業終了後～18時
土	【基本時間帯】 9時～17時 【選択事業】 9時～18時	9時～18時
長期休業中 (月～金)	【基本時間帯】 8時～17時 【選択事業】 8時～19時	
実施場所	小学校施設内(2教室)	小学校施設内(1～2教室)
実施校数	54校	206校
運営スタッフ	運営指導者:1人 子ども指導員:2人 地域協力員:児童数に応じて配置	運営指導者:1人 補助員:1人(参加人数の多い場合) 地域協力員:児童数に応じて配置
実施主体	名古屋 市	
運営主体	事業 委 託	
利用料	【基本時間帯】 無 料 【選択事業】 8時～19時の登録:6,500円/月 8時～18時の登録:1,500円/月 ※1日単位での17時以降の利用は1,000円/日 (全ておやつ代含む)※減免制度あり	無 料
1か所あたり 経 費	23,584千円	11,557千円

3. 留守家庭児童育成会の概要

留守家庭児童育成会は、昭和47年度に開始された名古屋市の放課後施策であり、いわゆる「学童保育所」にあたる。地域の保護者などが運営委員として構成され、自主的に設置・運営されている。対象は、保護者が就労等により昼間家庭にいない市内の小学校1年生から6年生の児童であり、月曜日から土曜日まで実施される。活動時間は、平日は原則13時から18時まで、土曜日および長期休業中は9時から18時までとされている。

運営は地域主導であるが、市は対象児童が10人以上の育成会に対して運営助成を行っている。助成は基本額に加え、指導室使用料等に対する加算助成も含まれる。令和4年度時点での実施か所数は215か所にのぼる。

今後は、育成会の合同運営要件の緩和や、地域と連携しやすい社会福祉法人等による法人運営への移行が検討されており、持続可能な運営体制の確立が求められている。

4. 児童館における留守家庭児童クラブの概要

児童館留守家庭児童クラブは、昭和47年度に開始された市設置の放課後児童クラブであり、保護者が昼間家庭にいない児童を対象として、適切な遊びと生活の場を提供するものである。市が設置した児童館の指定管理者が運営を担っており、活動は月曜日から土曜日まで行われる。活動時間は平日13時から18時、土曜日および長期休業中は9時から18時である。

実施場所は児童館内の専用クラブ室であり、令和4年度の実施か所数は14か所にとどまる。今後、児童館クラブはトワイライトルームの整備状況に応じて段階的に廃止される方針が示されており、トワイライトルームによる対応が可能な学区では、クラブを廃止して統合していくことが見込まれている。

区 分	留守家庭児童健全育成事業	
事 業 名	留守家庭児童育成会への運営助成	児童館における留守家庭児童クラブ
開 始 時 期	昭和 47 年 10 月	昭和 47 年 11 月
事 業 内 容	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、下校後に適切な遊びと生活の場を与え、その健全な育成を図ることを目的として、地域の留守家庭児童育成会に対する助成を実施 (対象児童が 10 人以上の育成会に対し、人数区分に応じて基本額を助成。他に、障害児受入等の加算補助あり)	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、下校後に適切な遊びと生活の場を与え、その健全な育成を図る事業を実施
対 象 児 童	保護者が就労等により昼間家庭にいない市内の小学校 1～6 年生	保護者が就労等により昼間家庭にいない市内の小学校 1～6 年生
活 動 日	原則として月～土曜日 (休日、年末年始等を除く)	月～土曜日 (休日、年末年始等を除く)
月～金	(助成要件) 1日3時間以上	13時～18時
土	(助成要件) 原則1日8時間以上	
長期休業中 (月～土)		9時～18時
実 施 場 所	留守家庭児童専用室(市貸与) 民家(借家)等	児童館内(留守家庭児童クラブ室)
実 施 場 所 数	215 箇所	12 箇所
運 営 ス タ ッ フ	指導員：2人以上 (1人を除き、代替可)	支援員：2人以上 (児童数によっては1人を除き、代替可)
実 施 主 体	地域の理解と協力を得て自主的に 設置される留守家庭児童育成会	名 古 屋 市
運 営 主 体		児童館の指定管理者
利 用 料	【保護者負担額】 平均約 14,000 円/月(おやつ代別途) ※育成会によっては減免を実施	3,000 円/月 (おやつ代別途、概ね 2,000 円/月) ※減免制度あり
1 か 所 あ た り 経 費	16,363 千円(助成額)	5,495 千円

注1:「実施か所数」は令和7年4月1日現在

注2:「1か所あたり経費」は令和7年度予算(年額)ベースでの平均額

3. トワイライトスクールとトワイライトルームの相違点

両者の主な違いは、目的・対象・運営時間・利用条件などにある。トワイライトスクールは教育事業として社会教育法に基づき運営されており、すべての児童が無料で利用できる。一方、トワイライトルームは福祉的な側面が強く、放課後児童健全育成事業として実施されている。17時以降の利用は有料であり、対象児童も保護者の就労等により支援が必要とされる児童に限定される。運営時間もスクールは最大18時まで、ルームは19時までと異なっている。また、実施か所数もトワイライトスクールの方が多い。

4. 今後の放課後施策の方向性

名古屋市では、「小1の壁」の打破を含め、子どもの健やかな成長支援と保護者の就労継続支援を両立させる放課後施策の拡充を進めている。今後は、トワイライトルームや育成会の未整備学区に対する早急な整備、既存施設の定員増加、合同運営の要件緩和、法人運営化の推進などを通じて、量的拡充と質の確保を図る。特に人材の確保・育成・定着が重要な課題とされており、地域の実情に応じた柔軟な対応が求められている。

令和5年度以降は、これらの方向性に基づいて施策を段階的に拡充し、将来的にはすべての学区でトワイライトルームまたは育成会が利用可能な体制を構築することが目標とされている。

ii)所管・岡崎市への提言

【杉山】名古屋市が取り組んでいるトワイライトスクールは放課後学級で基本的に実施校に在籍又は当該学区に在住する小学校1～6年生なら誰でも無料で利用でき、トワイライトルームはトワイライトスクールに放課後児童クラブの要素を加えて、就労支援としての役割を担う事業として利用料が発生する。生徒は学校から敷地内を移動し、トワイライトスクール（空き教室）に行き、QRコードを読み取り出席確認を行う。地域協力員として地域の方々がボランティアで受付等を行っていた。民間の放課後児童クラブが児童を迎えに来ることもトワイライトスクールと連携をとってミスなく行っている。本市は学校から放課後児童クラブに行くときは学校外に出て危険な個所もある。出欠等で確認はしているがイレギュラーなことに対応することは難しい状況となっている。また、民間の放課後児童クラブとの連携も本市は全くできていない学校もあり、児童が一人で待ちぼうけの状況を多々確認している。岡崎市には空き教室が少なく導入できる学校が限られているが、名古屋市でも学校ごとで無理やり空き教室を作ったということもあるので、計画的に取り組んでいてもらいたい。

【小田】名古屋市の放課後施策は、トワイライトスクールからトワイライトルーム、さらには育成会・児童館クラブと多層的に展開され、家庭環境や地域特性に応じた柔軟な支援体制を構築している点が評価できる。特に、全児童を対象とした教育的側面と、就労支援を含む福祉的側面の両立が図られており、子どもの健やかな成長と保護者の就労継続の両方に資する仕組みが整いつつある。本市においても待機児童が発生している。また今後は小学校施設への統合も進む。学校の空き教室等を利用した展開は考察すべき内容であり、先行事例の研究を進められたい。

【福田】名古屋市が実施している「トワイライトスクール」および「トワイライトルーム」の取り組みについて視察を行いました。これは、既存の学校施設を有効に活用しながら、地域の人々が協力して放課後の子どもたちを見守る仕組みであり、非常に意義のある取り組みと感じました。地域の協力を得ることで、運営にかかる費用を抑えることができ、保護者の経済的負担が軽減されている点は評価に値します。また、働く保護者の就労時間に合わせて柔軟に利用できる体制が整っており、共働き世帯やひとり親世帯にとっても安心して子どもを預けられる環境が確保されています。

子どもたちは、普段過ごしている学校の教室やグラウンドといった慣れた場所で放課後の時間を過ごすことができるため、精神的な安定にもつながっており、安全面にも配慮された運営がなされていました。施設内で万が一事故が発生した場合に備えて、少額の保険にも加入しており、リスク管理の面でも工夫が見られました。また、空き教室がない場合には学校内の会議室を活用するなど、現場に応じた柔軟な対応も行われており、限られた資源の中で最大限の効果を発揮する運営体制が整っています。

岡崎市においても、待機児童の問題が顕在化しつつあり、放課後に子どもを預ける先がないことで、保護者の就労に影響が出ているケースが見受けられます。新たに施設を建設することは多大な費用を伴う一方で、このように学校施設を活用した名古屋市の取り組みは、コストを抑えながらも実効性のある支援策として、今後の岡崎市における施策検討の参考になるものと考えます。

放課後の子どもたちの安全・安心の確保と、保護者が安心して働ける環境づくりの両立を目指し、本市でもこうした取り組みの導入について前向きに検討すべきであると提言いたします。